

日医発第1182号(健Ⅱ302F)

令和2年3月5日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉 義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策
(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令2.2.25 政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」)に基づき、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて、別添の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

本件は、今後、各地域で散発的、継続的に新型コロナウイルス感染症の患者が発生していくことも想定し、今後の状況の進展に応じて段階的に講じていくべき各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の詳細等を示したものであり、現行の取組から対策を移行させる必要のない地域も含めて、同文書を参考に事前に準備を進めるよう依頼がなされております。(詳細は厚生労働省事務連絡をご参照)

本会といたしましては、地域の医療提供体制(外来、入院)の構築にあたっては、以下の点について十分にご考慮いただき、地域の実情に応じて整備していただきたいと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

今後、具体的な体制構築にあたっては、各都道府県に都道府県医師会等の関係者や専門家等で構成する「協議会」を設置(既存の仕組みを活用することも可能)し、協議するとされておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<外来診療体制>

以下①～④までの体制を整備し、地域の感染状況、医療需要の状況に応じて、各都道府県、各自治体との協議により段階的に移行させる。

①帰国者・接触者外来の増設、帰国者・接触者相談センターの体制強化(現在の枠組みを維持し、外来を早急に受診できる体制)

②①による対応が困難な状況が生じた場合に備えて、下の考え方により患者を受け入れることができる医療機関を整備し、外来診療を提供する。併せて、同感染症が疑われる者の外来診療を原則として行わない医療機関を設定し、受診しないように周知する。

【現時点の外来受入医療機関の考え方】

- ・必要な予防策を講じることができること
- ・同感染症患者の受診にあたり、時間的・空間的な感染予防策を講じることができること

※同感染症の患者が当該医療機関へ受診する場合でも、受診前に当該医療機関に電話連絡を行った上で、受診調整を行うことが徹底されるよう、各地域でその仕組みも併せて検討する。

【外来診療を行わない医療機関の考え方】

- ・重症化しやすい者が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等
- ・重症者を多数受け入れる見込みのある感染症指定医療機関等
- ・地域の実情に鑑みて医療機能を維持する必要がある医療機関等

【受診する外来医療機関の調整】

- ・帰国者・接触者相談センターが受診する医療機関を調整する。

③夜間・休日の体制整備のため、救急外来を設置していない医療機関における診療時間の延長、夜間外来を輪番制など、地域の実情に応じた体制を整備する。

④②～③による対応が困難な状況が生じた場合に備えて、更なる外来診療体制の整備及び受診可能な医療機関の周知方法について事前に検討する。

<入院診療体制>

以下の体制を整備し、地域での感染状況、入院を要する患者の発生状況に応じて、各都道府県、各自治体との協議により段階的に移行させる。

①感染症指定医療機関以外の医療機関において、一般病床も含め、一定の感染予防策(※)を講じた上で、必要な病床を確保する。

※個室又は同感染症確定患者の同一病室への入院、ポータブルトイレ等の使用等による他の患者等との空間的な分離など

②重症化リスクの高い者(高齢者、基礎疾患を有する者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、妊産婦)以外の者であって、症状がない又は医学的に症状が軽い者は、PCR等の検査が陽性であっても、自宅での安静・療養(※)を原則とする。
※自宅療養中に状態が変化した場合の連絡体制を徹底するとともに、重症化リスクの高い者への家族内感染のおそれがある場合には入院措置を行う。

③集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関を設定し、必要に応じて、予定手術、予定入院の延期について検討する。

④基礎疾患等を有する重症化リスクの高い者が、同ウイルスに感染した場合に備え、基礎疾患等と同感染症への両方に対応可能な医療機関を早急に設定する。

⑤③および④の医療機関への搬送体制の整備、病床の確保についても早急に協議する。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html